

## 町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町政の円滑な執行を図るため、町長が町を代表して行う外部の個人又は団体との交際、交渉等に要する経費(以下「交際費」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(執行基準)

第2条 執行しようとする交際費が、次に掲げる基準に適合するときは、必要最小限の範囲で当該交際費を執行することができる。

- (1) 町政の円滑な遂行と進展に必要な団体又は個人に対する支出
- (2) 町との友好と信頼関係の維持増進に必要な団体又は個人に対する支出
- (3) 町の進展に顕著な功績があったものに対する支出
- (4) 儀礼的な範囲内のものに対する支出
- (5) その他町長が必要と認める支出

(支出内容)

第3条 交際費支出の対象となる内容及び支出額は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝 各種総会、大会、式典、行事等に町長が出席する場合に限り支出する。ただし、職員が町長に代わり、町を代表して出席する場合も町長が出席する場合に準じて支出する。  
支出額は、その内容や会場等を考慮し、その都度決定する。
- (2) 会費 各種会合等に町長が出席する場合に限り支出する。ただし、職員が町長に代わり、町を代表して出席する場合も町長が出席する場合に準じて支出する。  
支出額は、その参加費等の実費を原則とし、実費の額が不明である場合はその内容や会場等を考慮し、その都度決定する。
- (3) 弔慰 支出対象及び支出額等は別表1「弔慰金一覧」に定めるとおりとする。
- (4) 見舞 原則として、国会議員、県議会議員、県知事、町議会議員、町特別職及び教育長の病気、入院等の見舞いに際し、支出する。  
支出の要否は、その都度決定し、支出額は10,000円を限度とする。
- (5) 賛助 各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるもので公共的、公益的なものに対して支出する。  
支出の要否は、その都度決定し、支出額は5,000円を限度とする。
- (6) 記念品・餞別 町の進展に対して顕著な功労、協力及び交流のあったものに対して支出する。  
支出の要否は、その都度決定し、支出額は10,000円を限度とする。
- (7) その他 前各号に定めるもののほか、外部の個人又は団体との交際、交渉等に際し、町長が特に必要と認める経費についてその都度決定して支出する。

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他政治団体に対するものには支出しない。

(基準及び支出内容の公開)

第4条 この基準及び基準に基づく交際費の支出内容については、公開する。

2 前項の公開は、杉戸町ホームページに掲載するとともに町長が指定する場所において縦覧に供することにより行うものとする。ただし、公開情報に個人に関する情報であり、配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

## 別表1

## 弔慰金一覽

区分	本人		同居の配偶者及び1親等の親族 (配偶者・父母・子)	同居の2親等の親族 (祖父母・孫・兄弟姉妹)	別居の1親等で血族の親族 (実父母・実子)	過去に在職した本人	
	香典	花環(盛籠)	香典	香典	香典	香典	花環(盛籠)
三役及び教育長	10,000		10,000	5,000	5,000	10,000	
町議会議員	10,000		10,000	5,000	5,000	10,000	
町職員	10,000		5,000	5,000	5,000	10,000	
町立小中学校長	10,000		5,000				
町臨時職員等	5,000						
非常勤の特別職等	A 国からの委嘱による委員等	5,000	5,000			5,000	
	B 地自法の規定により設置された委員会等の委員	5,000	5,000			5,000	
	C 校医、園医、保育園嘱託医、町医、薬剤師	5,000		5,000			5,000
	D B及びCを除く、町非常勤の特別職で条例に規定された委員等	5,000					
	消防団の団長、副団長、分団長	5,000					
近隣の市町村長等	10,000		10,000				

## 注意事項

1. 兼職の場合は、上位の職を基準とする。
2. 過去に在職した町職員については、在職年数が通算して20年を超える者を対象とする。
3. 花環(盛籠)とあるのは、葬儀の事情等により花環を供えることができない場合に盛籠を供えるものとする。
4. A、B及びDに係る委員等は、別表2「非常勤の特別職等区分別委員等」の委員とする。

別表 2

## 非常勤の特別職等区分別委員等

非常勤の特別職等	A	民生児童委員	人権擁護委員	保護司
		行政相談委員		
	B	教育委員会委員	選挙管理委員会委員	公平委員会委員
		監査委員	農業委員会委員	固定資産評価審査委員会委員
	D	国民健康保険運営協議会委員	生涯学習審議会委員	社会体育指導委員
		文化財保護審議会委員	区長	区長代理・副区長
		農業振興審議会委員	融資審査会委員	防災会議委員
		公務災害補償等認定委員会委員	公務災害補償等審査会委員	総合振興審議会委員
		特別職報酬等審議会委員	民生委員推薦会委員	学校給食センター運営審議会委員
		幼保一元化審議会委員	小中学校通学区域審議会委員	下本村集会所運営審議会委員
		入学準備金貸付審査会委員	社会教育指導員	英語指導助手
		さわやか相談員	町税徴収員	住居表示審議会委員
		下水道事業審議会委員	予防接種健康被害調査委員会委員	交通指導員
		ごみ減量化・資源化等推進審議会委員	環境審議会委員	上水道事業経営審議会委員
		議会だより編集員	杉戸町政治倫理審査会委員	介護認定審査会委員
		杉戸町情報公開・個人情報保護審査会委員	杉戸町情報公開・個人情報保護審議会委員	杉戸町都市計画審議会委員
		介護保険認定調査員	杉戸町児童福祉審議会委員	杉戸町高齢者保健福祉審議会委員
	国民保護協議会委員			